

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において国有林野事業特別会計
の一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資
格の基本となるべき事項並びに競争参加資格を得
ようとする者の申請の時期及び方法等について、
次のとおり公示する。

平成22年11月17日

林野庁長官 皆川 芳嗣

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 13

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類：業種の区分]

(1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、
大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリー
ト工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、
タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、
鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工
事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕
上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気

通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、

水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

(2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土

地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務

所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、

その他

2 申請の時期

平成23年度当初からの資格付与を希望する者

は、

(1) 持参する場合 平成23年1月26日から平成

23年2月25日まで（受付時間は土曜日、日曜日

及び祝日を除く10:00～16:00（12:00～13:00

は除く。）とする。）に申請すること。

(2) 郵送の場合 平成23年1月26日から平成23年

2月18日（当日消印有効）までに郵送（書留郵

便に限る。）すること。

(3) インターネットの場合 平成22年12月1日か

ら平成23年1月14日までの間（平成22年12月

29日から平成23年1月3日までの間は除く。

（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く

9：00～17：00））に、建設工事の申請者は、
次のホームページアドレスへのアクセスにより、
申請用データを送信すること。

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

また、測量・建設コンサルタント等業務の申
請者は、次のホームページアドレスへのアクセ
スにより、申請用データを送信すること。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

なお、インターネットによる申請を除き、上
記期限経過後の申請も随時受け付けるが、期限
経過後に申請した場合、資格付与が希望する入
札に間に合わない場合がある。

3 申請の方法

（1）申請書の入手方法

当会計所定の「一般競争（指名競争）参加資
格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争
(指名競争) 参加資格審査申請書（測量・建設
コンサルタント等）」（以下「申請書」とい
う。）は、林野庁及び各森林管理局（以下、「森
林管理局等」という。）のホームページへアク

セスして平成22年11月17日から入手することができる。

また、インターネットを使用して申請をする場合は、上記2(3)に掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成23年1月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

(2) 申請書の提出先

林野庁本庁又は森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）に参加する資格の審査を受けようとする者は林野庁長官に、森林管理局又は同局が管轄する森林管理署等の発注に係る一般競争（指名競争）に参加する資格の審査を受けようとする者は当該森林管理局長に、申請書を提出すること。

なお、複数の競争参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で本社（店）の所在する森林管理局等に提出すれば足りりの

で、2以上の申請書を複数の提出先に提出しないこと。

インターネットによる申請の場合においても、本社（店）の所在する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。

(3) 申請書の提出方法

持参又は郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する別記1に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

建設工事における参加資格審査について、インターネットにより申請する場合は、上記2(3)に掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データに入手したパスワードを入力して送信する。ただし、添付書類として、建設工事契約の場合にあっては、以下に掲げる①のカの書類を、受付期間内に別記2に掲げる送付先に

ファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

なお、申請者が総合数値の算定に必要な専門技術者及び工事成績を有する場合には、森林管理局等のホームページにアクセスして、申請書を取得し、当該事項を記載、添付の上、申請する森林管理局等に持参又は郵送により提出するものとする。

測量・建設コンサルタント等における参加資格審査について、インターネットにより申請する場合は、上記 2(3)に掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データに入手したパスワードを入力して送信する。ただし、添付書類として、2(3)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに②のウ～カまでに掲げる書類を添付し別記 3 に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するも

のとする。

なお、経常共同企業体等複数の者による申請の受付はできないので、このような場合は、持参又は郵送による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が下記の11(1)から(5)に示す合併新設会社等で合併後5年未満の場合には、以下に掲げる①キの書類を本社（店）が所在する別記1に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出すること。

① 建設工事契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア 営業所一覧表

イ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ウ 工事経歴書

エ 総合評定値通知書の写し

オ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則

(昭和37年大蔵省令第28号) 別紙第9号書

式その3、その3の2又はその3の3の写

し)

キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社

で合併後5年未満の場合には、当該事実を

証明する書類

ク グループ経営事項審査又は持株会社経営

事項審査の結果に基づく申請の場合には、

企業集団及び企業集団に属する建設業者に

についての数値認定書

ケ 行政書士等の代理申請による場合には、

同代理申請に係る委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約に係る競

争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア 技術者経歴書

イ 営業所一覧表

ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の

場合）若しくはその写し

エ 登録証明書等又はその写し

オ 財務諸表類

力　納税証明書の写し（国税通則法施行規則

別紙第9号書式その3、その3の2又はそ

の3の3の写し）

キ　行政書士等の代理申請による場合には、

同代理申請に係る委任状

(4)　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成する

こと。なお、外国語で記載のその他の書類は、

日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄については、出納

官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第1

6条に規定する外国貨幣換算率により換算し

た邦貨額を記載すること。

4　競争参加資格を付与しない者

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165

号）第70条に規定する契約を締結する能力を有

しない者及び破産者で復権を得ない者（ただし、

特別の事情のある場合を除く。）

(2)　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の

事実を記載した者又はこれを代理人、支配人そ

の他の使用人として使用する者

(3) 数人の建設業者が共同して工事を施工する協

定により結成した企業体（以下「共同企業体」

という。）であって、(1)及び(2)までに該当する

構成員を含む者

(4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、

その事実があった後2年を経過していない者

（これを代理人、支配人、その他の使用人とし

て使用する者を含む。）

① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑に

し、又は品質若しくは数量に関して不正の行

為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価

格を害し若しくは不正な利益を得るために連

合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約

を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の

執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった

者

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経常事項審査を受けていない者

(6) 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

5 資格審査において対象とする経営事項審査

（建設業法第27条の23に規定する審査をいう。

以下同じ。）

資格審査の申請をする直前に受けた経営事項審査であって、かつ、審査基準日が平成21年6月30日以降のもので、再審査を含めて平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値を基に格付けを行う。

6 競争参加の資格審査

(1) 建設工事契約

上記4の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。

① 総合数値の算定方法

ア 経営に関する客観的事項の審査数値・A

イ 専門技術者に関する審査数値・・・・B

ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・・C

審査結果の総合数値算定方式

A + B + C

なお、建築工事一式の総合数値算定は、経

営に関する客観的事項の審査数値とする。

② 各事項の付与数値 [表のため略]

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

上記4の競争参加資格を付与しない者以外の

者の資格審査については、以下の総合数値をも

って行う。

① 総合数値の算定方法

ア 年間平均測量等実績高の審査数値・・A

イ 自己資本額の審査数値・・・・・・・・B

ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合計

値・・・・・・・・・・・・・・・・C

審査結果の総合数値算定方式

A + B + C

② 各事項の付与数値 [表のため略]

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知(郵送)する。

8 資格の有効期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

とする。なお、隨時に申請した場合は、資格の付与されたときから、平成25年3月31日までとする。

9 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記1の申請場所に速やかに提出すること。

(1) 本社（店）住所

(2) 商号又は名称、電話番号及びFAX番号

(3) 法人である場合には代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

(4) 許可・登録の状況

(5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設廃止を含む。）

添付資料

- (1) 法人の住所若しくは商号若しくは名称又は代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
- (2) 個人の住所の場合は、住民票の写し
- (3) 個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
- (4) 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

10 会社更正法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者等の取扱い

- (1) 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更正手続等開始決定者」という。）となつた後に、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができ

る。

(2) 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資

格の有資格者として確認を受けた後に更生手続

等開始決定者となった者は、再度の一般競争

（指名競争）参加資格の審査の申請を行い認定

を受けた場合を除き、当該決定時点に有してい

た一般競争（指名競争）参加資格を取り消され

る場合がある。

11 合併等により新たに新設された会社等の取扱

い

合併等により新たに新設された会社等とは、

次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、合

併等後の経営事項審査を受けている者は、再度

の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請

を行うことができる。

(1) 合併等により新たに会社が設立された場合に

おける新設会社又は合併によりその一方が存続

した場合における存続会社

(2) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立さ

せるために新たに子会社を設立し、子会社が親

会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、

親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、

又は休止された場合における子会社

(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社

の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けた

ことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業

部門の営業活動が廃止され、又は休止された場

合における新設会社

(4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建

設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより

当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の

営業活動が廃止され、又は休止された場合にお

ける当該営業を譲り受けた建設業者

(5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に

承継させるために会社分割を行った会社の当該

営業部門の営業活動が廃止され、又は休止され

た場合における当該営業を承継した会社

12 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記 1 の申請書の提出場所に同じ。

別記 1 申請書の提出場所

(1) 林野庁国有林野部職員・厚生課福利厚生室

施設営繕班営繕係

〒100-8952 千代田区霞が関一丁目2番1号

電話 (03)3502-8111 内線 6335

(2) 北海道森林管理局経理課主計係

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条七丁目

70番

電話 (011)622-5214

(3) 東北森林管理局経理課支出係

〒010-8550 秋田市中通五丁目9番16号

電話 (018)836-2186

(4) 関東森林管理局経理課企画係

〒371-8508 前橋市岩神町四丁目16番25号

電話 (027)210-1149

(5) 中部森林管理局経理課計理主任

〒380-8575 長野市大字栗田715番地5

電話 (026)236-2577

(6) 近畿中国森林管理局経理課企画係

〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番

75号

電話 (06) 6881-3500

(7) 四国森林管理局経理課企画係

〒780-8528 高知市丸ノ内一丁目3番30号

電話 (088) 821-2060

(8) 九州森林管理局総務部契約適正化専門官室

〒860-0081 熊本市京町本丁2番7号

電話 (096) 328-3520

別記2 送付先

インターネット一元受付システムヘルプデスク

(建設工事)

ファクシミリ番号 (082) 502-9112

別記3 送付先

インターネット一元受付システムヘルプデスク

(測量・設計コンサルタント)

添付書類郵送先 〒980-0802 宮城県仙台市青

葉区二日町16-1 二日町東急ビル5階 東北地

方整備局 定期受付会場 東北地方整備局一元受

付ヘルプデスクあて

電話番号 (022) 211-5520